# 『漢書』百官公卿表訳注稿 (五)

一五、少府

原文

少府日共工 (17)。

大川俊隆

門田

明

村元健一 吉村昌之

米田健志

[漢書]

百官公卿表研究会

訓読

十池監 丞 巷・内者・宦者の〔八〕官令・丞有り(7)。諸の僕射・署長 成帝建始四年、 九丞・両尉有り(9)。太官は七丞、昆台は五丞、楽府は三 泉居室を昆台と為し、永巷を掖廷と為す。 して考工と為し、左弋を依飛と為し、居室を保宮と為し、甘 中黄門、皆な焉に属す(8)。武帝太初元年、考工室を更名 居室・左右司空・東織・西織・東園匠の〔十七〕官令・丞 太官・湯官・導官・楽府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉 養に給す(2)。六丞有り(3)。 (4)、又た胞人・都水・均官の三長・丞 (5)、又た上林中 少府は、秦官なり(1)。 掖庭は八丞 (6)、又た中書謁者・黄門・鈎盾・尚方・御府・永 中書謁者令を更名して中謁者令と為し (10)、宦者は七丞、鈎盾は五丞・両尉 山海・池沢の税を掌り、 属官に尚書・符節・太医 依飛は弋射を掌り 以て共 11

\_

楽府を省く(16)。王莽、少府を改めて共工と曰う(17)。東織を省き、西織を更名して織室と為す(15)。綏和二年、哀帝、初めて尚書を置く。員は五人(13)、四丞有り(14)。河平元年、

### 現代語訳

帝室を奉養するのにあてた(2)。六丞がある(3)。少府は、秦官である(1)。山海・池沢からの税を掌り、

成帝建始四年 は八丞 (10)、 がある 考工とし、左弋を依飛とし、 鈎盾・尚方・御府・永巷・内者・宦者の八官の令・丞がある 丞(5)、さらに上林中十池監(6)、さらに中書謁者・黄門 東園匠の一七官の令・丞(4)、さらに胞人・都水・均官の三長 考工室・左弋・居室・甘泉居室・左司空・右司空・東織・西織 て織室とした(15)。綏和二年 ある(14)。河平元年 台とし、永巷を掖庭とした。 属した(8)。武帝太初元年 16 (7)。もろもろの僕射・署長・中黄門は、 属官に尚書・符節・太医・太官・湯官・導官・楽府・若盧 12 (9)。太官は七丞、 初めて尚書を設置した。定員は五人(13)、四丞が 宦者は七丞、 (前二九)、中書謁者令を改名して中謁者令と (前二八)、東織を廃し、 鈎盾は五丞・二尉がある 昆台は五丞、 依飛は弋射を掌り、九丞と二尉 居室を保宮とし、甘泉居室を昆 (前一〇四)、考工室を改名して (前七)、哀帝は楽府を廃した 楽府は三丞、 いずれもこれに所 西織を改名し 11

王莽は少府を共工と改名した(17)。

#### 注釈

府に運び込んだ」とある。割りに税を取り、箕ですくい集めるように取り立て、少割りに税を取り、箕ですくい集めるように取り立て、少事ががいる。『淮南子』氾論訓に「秦の時、人民から頭(1)禰注。王先謙がいう。『史記』巻六・秦始皇本紀に少府

||考証||秦封泥に、「少府」がある [周暁陸・路東之

11000]°

意味である。ゆえに少府と称する。 用にあて、(国家財政とは)別に所蔵した。少は、小の(2)[注] 応劭がいう。これを禁銭と名づけ、皇帝の私的費

音は弋亮の反。 少府は天子を奉養する。共(供)の音は居用の反。養の少府は天子を奉養する。共(供)の音は居用の反。養の

「「神注」 王先謙がいう。官本の注に供の字を共に作っていて、「は、上、おる。少府は「宮中で御使用になる諸物、つま、禁銭と名づけ、少府に属す。光武帝が改めて司農に属さい。百官志三に「すべての山沢陂池の税は、

府は、 関として最も古く、かつ中心的な官庁」で、「漢初の少 と後出の水衡都尉は「帝室財政」を管轄する官職であ 巻六二七に引かれる佚文)には「漢が天下を定めてから、 ていた」「大庭脩 少府の銭一八億、 では、大司農の扱う銭四○億に対し、水衡の銭二五億 模も極めて大きく、「元帝の時代(前四八―三三) 分化したのではないか」という。そこで、帝室財政の規 いており」、「そこから職掌の明らかな部分がつぎつぎに 少府の属官であった。「少府という官庁は君主の家政機 長、宗正の内官長、執金吾(中尉)の寺互令も漢初には いた。百官表によれば、大鴻臚の郡邸長、大司農の斡官 林令・御羞令・衡官長の三令・長はもとは少府に属して 羞二丞・都水三丞・甘泉上林四丞である。このうち、上 の九令・六長のうち、上林八丞・一一尉・均輸四丞 少府から分轄されたものであり、 丞、さらに上林中十池監があった。 が六員、尚書令以下二五官の令・丞、胞人長以下三長 で極端に属官が多く、 一一五)に上林苑を管理するために新設した水衡都尉は 人民からの税収は 大庭脩によれば、 なお未分化の状態で多種多様な官署を統属下に置 合して帝室財政四三億銭でほぼ匹敵し 一年に四〇億銭あまりになる。官吏へ 一九八二]。桓譚『新論』(『太平御覧 本文にあるように、 少府は前漢においては九卿の中 水衡都尉は五丞、 武帝が元鼎二年 比千石 の例 属官 1の丞 · 御 (前

よびもろもろの賞賜に充てた」とあり、国家財政と帝室池作務の(八)〔入〕十三億銭は、帝室の奉養の経費お農属官の)都内に所蔵して、禁銭とする。少府所轄の園の俸給にその半ばを支出し、残りの二○億銭は、(大司

官秩は比千石」とある。五人を廃した。(3)補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢では「丞一人、

財政とのそれぞれの概要をあげている。

4) 注 服虔がいう。若盧は、詔獄である。

は若盧といい、親戚の婦女を収繋することを掌る。一の一一の一句展がいう。かつて洛陽には二ヶ所の獄があり、一つ

**如淳がいう。若盧は官名であり、兵器を所蔵している。如淳がいう。若盧は官名であり、兵器を所蔵している。** 

の制作を掌っていた。
臣瓉がいう。『周礼』冬官は考工のことであり、器械

びいった。 である。 東園匠は陵内の器物を制作すること 方では地名である。 東園匠は陵内の器物を制作すること では選米を掌る。若盧については、如淳の説が正しい。 が正しい。 がは、別淳の説が正しい。

書弁疑』巻九)。 右司空を二官に分けるならば、十七になる(以上、『漢/補注』 **銭大昭**がいう。十二は十六の間違いであろう。左:

のである(以上、『漢書疏証』巻五上)。た。班固は(太常所属の太医令・丞を)削除しそこねたれている。この官は初めは太常に属し、後に少府に属しれている。との官は初めは太常に属し、後に少府に属しれている。太医令・丞は、太常の項にすでに記さ

竹符 る」とあるのがこれであろう。 は二百石で文書を掌る。符節令は、秦の符璽令であり、『史 百官志三の本注に「以前は二人が宮中におり、璽と虎符 遣する時に節を授けることを掌る」とある。後漢では、 ○符節令の例は、 える。尚書丞の例は、『史記』巻六〇・三王世家に見える。 黄覇伝・王嘉伝・師丹伝・循吏伝・外戚伝・王莽伝に見 何並伝・孫宝伝・京房伝・霍光伝・金日磾伝・平当伝 捐之伝・諸葛豊伝・鄭崇伝・翟方進伝・傅喜伝・孔光伝 一人、官秩は六百石。 **一符節台の長であり、** 王先謙がいう。 巻八七・李斯列伝に「趙高、 (割符) の半分を掌る」とある。符節令史は、 眭弘伝・儒林伝に見える。 尚書令の例は、芸文志・張安世伝・賈 符節の事を掌る。ふつう使節を派 丞はいない。 符璽令の職務を兼任す 尚符璽郎中は四人。 百官志三に

後漢では、一人、官秩は六百石。左丞(飲食を掌る)・○太官令は、百官志三には「皇帝の飲食を掌る」とある。秩は六百石。薬丞・方丞は、百官志三に「各一人」とある。に「もろもろの医を掌る」とある。後漢では、一人、官に「をとい例は、外戚伝に見える。太医令は、百官志三

延年伝に見える(陳湯伝では献食丞に作る)。 太官丞の例は、東方朔伝に見える。太官献丞の例は、張いる。太官の例は、霍光伝・召信臣伝・谷永伝に見える。 は、産光伝・召信臣伝・谷永伝に見える。 は、産光伝・召信臣伝・谷永伝に見える。 は、産光伝・召信臣伝・谷永伝に見える。 は、という)・果丞(黒物を掌る)を一人が

は、 なのである。 意味するからで、またこの纂と「導」の字は、 百官表に「導」の字に作るのは、穀物を選別することを 茎に六穂の穀を厨房で(供物に) 纂(選別) する」とある。 ある」とあり、 七上には「
纂は禾である」とあり、
『玉篇』
禾部には「
纂 官秩は六百石。丞は一人。大司農に属す。『説文解字』 は、「択」という意味である」とある。後漢では、一人、 官志三に「御穀を舂き、及び乾飯を作ることを掌る。 ○導官の例は、 一本の茎に六つの穂がみのる、めでたい禾のことで 『史記』巻一一七・司馬相如列伝には「一 張湯伝・谷永伝に見える。導官令は、 通用の字 「導」

の二丞があったのだろう)。 伝に見える(吉は若盧右丞に任ぜられた。おそらく左右伝に見える(吉は若盧右丞に任ぜられた。おそらく左右

器・弓弩・刀鎧のたぐいの制作を掌り、完成すれば執金○考工の例は、田蚡伝に見える。考工令は、百官志二に「兵

右丞各一人。少府から太僕に移管された。雑工を掌る」とあり、後漢では一人、官秩は六百石。左・吾に引き渡し武庫に納入する、さらに織綬のもろもろの

○左弋とは、佐弋のことである。『史記』巻六・秦始皇○左弋とは、佐弋のことである。『史記』巻六・秦始皇

刑に服していた者であろう)。 伝に見える(衛青が会った鉗徒は、おそらく甘泉で労役伝に見える(衛青が会った鉗徒は、おそらく甘泉で労役 の居室の例は、灌夫伝に見える。甘泉居室の例は、衛青

○左司空・右司空の例は、伍被伝に見える。

○東織室・西織室の例は、貢禹伝に見える。東織令史の○東織室・西織室の例は、貢禹伝に見える。東織令史の

例は、宣帝紀に見える。

○東園の例は、孔光伝・霍光伝・佞幸伝に見える。

百官志三には「後漢では(湯官・)織室令を廃し、

丞

を置いた」とあるが、他は百官志には記載がない。

官本は十二を十六に作っており、これが正しい。

とを拒んだ」とあり、前漢から存在したことは明らかでに「光は尚符璽郎を召したが、郎は光に御璽を授けるこの尚符璽郎は、百官表には見えないが、巻六八・霍光伝

ある[加藤繁 一九五二]。

○太医 秦封泥に、「泰医(太医)」がある [周暁陸・路の定員は十九人」とある。

○湯官 封泥に、前漢中晩期とされる「湯官令印」、「湯される「大官丞印」がある[孫慰祖 一九九三]。される「大官丞印」がある[孫慰祖 一九九三]。 (三年律令) 株律では、大官は、官秩東之 二○○○]。「二年律令」秩律では、大官は、官秩東之 二○○○湯官 封泥に、「泰官/大官」がある[周暁陸・路

○湯官 封泥に、前漢中晩期とされる「湯官令印」、「湯官飲監」は湯官の属官と考えられる「中国社いる。「湯官飲監」は湯官飲監章」の封泥が五四点出土して央宮遺址からは「湯官飲監章」の封泥が五四点出土して央宮遺址からは「湯官飲監章」の封泥が五四点出土して東京がある「湯官令印」、「湯会科学院考古研究所 一九九六」。

○導官 巣はそもそも瑞祥思想が盛んになる前漢後期から後漢にかけて作られた文字で、「導」字において「寸」を「禾」に代えたもので、瑞禾の義ともなる。「前漢晩期」のものとされる「巣官渠丞」の封泥があり [孫慰祖期」のものとされる「巣官渠丞」の封泥があり [孫慰祖期」のものとされる「巣官渠丞」の封泥があり [孫慰祖

○楽府 秦封泥に、「楽府」がある [周暁陸・路東之

石として見える。二○○○]。「二年律令」秩律では、楽府は、官秩は六百二○○○

庭脩 ことは、つとに指摘されている「大庭脩 人を収容・監視するための施設と人員が存在した 刑徒や官奴婢を管轄する部署であったので、被疑者や罪 くには格好の場所であった。そこは本来、 官署を構えるものが含まれ、 と一〇カ所に及ぶ)。 ていた(少府または元来少府に属していたものを含める の獄(二六所)が設けられ、とりわけ少府属官に偏在 宮宅潔によれば、前漢時代には、 二〇一一]。漢代官制の特色の一つとして、 うした手続きを進めるための場所でもあった[宮宅潔 帝の命の下に進められる裁判手続きであり、 盧獄」ではなく「若盧詔獄」となっている。 後漢になると、獄が置かれ、 旧儀』には、「将相大臣を取り調べることを掌る」とある。 和帝紀・永元九年(九七)十一月己丑条の李賢注に引く『漢 の者を収容する施設があった。また、『後漢書』巻四 を担当していた作事官府であり、そこに将相大臣の有罪 二〇一一]。漢印には、前漢晩期とされる「若盧令印 一九八二]。なお、巻八二・王商伝の原文は、 如淳注にあるように、 少府属官には未央宮や上林苑内に 宮人や高位者を収容してお 皇室の婦女を収繋した 本来、 長安の中央官署に多く 兵器の管理と修繕 作事官府で、 獄官が多い 一九八二]。 詔獄は、 同時にそ 天

がある
[孫慰祖 一九九三]。

慰祖 び封泥に及ぶ」とあり、 には「本注にいう、 に「居室は保宮と改名した」という。 ることから、単に獄だけの場所ではないという。また、『中 だので、周慶と丁姓を徴して保宮で詔を待たせた」とあ 同時に巻八八・儒林伝・瑕丘江公の条に「江博士が死ん に収繋した」と見えることから、ここに獄があったこと 印」がある
「孫慰祖 石として見える。封泥には、 〇居室 ○左弋 秦封泥に、「佐弋」がある [周暁陸・路東之 から中期とされる「左工室印」、「右工室丞」があるが [孫 あり、官秩は六百石として見える。封泥には、 之 二〇〇〇]。また、「二年律令」秩律では、 〇考工 しない。そこで、 一○○○]。「二年律令」秩律では、居室は、 一○○○]。職掌については(9)補注の「依飛」を参照 ○七・灌夫列伝や『漢書』巻五四・蘇武伝に「居室(保室 巻一〇七・灌夫列伝の集解に「如淳がいう。 一九九三〕、これらと考工との関係は不明である。 秦封泥に、「少府工室」がある 後漢の守宮に擬しているが、 秦封泥に、「居室」がある
「周暁陸・路東之 この官は宮殿をはじめ宮廷の建物を管 御紙筆墨を掌る。 一九九三]。 前漢の居室・保室の職掌に適合 前漢中期とされる「居室丞 加藤繁は、 尚書の財用諸物及 百官志の守宮の条 今の守宮である。 [周暁陸 『史記』巻 官秩は六百 右工 前漢早期 百官表 路

理するものではないかとする [加藤繁 一九五二]。

○司空 睡虎地秦簡、「二年律令」秩律、秦封泥や秦陶 文などの出土文字史料に拠れば、さまざまな司空職が見 文などの出土文字史料に拠れば、さまざまな司空職が見 文などの出土文字史料に拠れば、さまざまな司空職が見 であら、三の事業を遂行する の職掌は、土木工事の管掌であり、この事業を遂行する ために、司空が恒常的に一定量の労働力を維持・管理し、 ために、司空が恒常のは、コープ。

の封泥がある [孫慰祖 一九九三]。東之 二〇〇〇]。また、前漢晩期とされる「左司空」秦封泥に、「左司空」・「右司空」がある [周暁陸・路

○東園匠は、陵内の器物、つまり副葬品の製作を掌る ○東園匠は、陵内の器物、つまり副葬品の製作を掌る と考えられる。漢代では功臣に「東園秘器」「東園温 門」が下賜されたことが見られ(巻六八・霍光伝、巻 明」が下賜されたことが見られ(巻六八・霍光伝、巻 匠で作られたものである。本来は皇室専用の副葬品や葬 具を下賜することで皇帝の恩寵を示す役割があった。西 大一・孔光伝、巻九三・侫幸伝・董賢)、これらは東園 温とで作られたものである。本来は皇室専用の副葬品や葬 具を下賜することで皇帝の恩寵を示す役割があった。西 本来は皇室専用の副葬品の製作を掌る

は

東園

と書かれた陶罐が出土しており

「鄭洪春

一九九○]、東園製の副葬品が下賜されていた実例といっ九九○]、東園製の副葬品が下賜されていた実例といっただし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章とのとだし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章とのただし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章とのただし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章とのただし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との大だし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との大だし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との大だし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との大だし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との大だし、この場合、後出の将作少府属官の東園主章との製作にも関連を表示していた。

と庖は同じである。(5)[注] **顔師古**がいう。胞人は、睾割を掌る者である。胞

補注 銭大昭がいう。(古くは) 庖は胞に作ることがある。 「祖子」 庚桑楚篇には「殷の湯王は胞人の職(料理人) を籠にして伊尹を手に入れた」とあり、『経典釈文』にを籠にして伊尹を手に入れた」とあり、『経典釈文』にる」とある(以上、『漢書弁疑』巻九)。

官があったことが分かる。百官志三には「都水を郡国にから陂沢を借りた」とあるから、少府のもとに別に都水に属していたのであろう。巻七七・孫宝伝に「民が少府司農、内史、主爵中尉などに見える都水とは)別に少府漢では廃された。都水とは、池籞を掌る官であり、(大漢があり。庖人長・丞は、百官志三によると、後

属させた」とある。均官の例は、谷永伝に見える。

書疏証』巻四)。(巻二四下・食貨志下によると)「王莽沈欽韓がいう。(巻二四下・食貨志下によると)「王莽が本来の価格で取るようにした」とあるが、これが少府が本来の価格で取るようにした」とあるが、これが少府の均官である。おそらく本来は商人を掌る者だったのだろう。均官長・丞は、百官志には記載がない(以上、『漢ろう。均官長・丞は、百官志には記載がない(以上、『漢ろう。均官長・丞は、百官志には記載がない(以上、『漢

|考証|| 王先謙補注本は「銭大昕」とするが「銭大昭」の

誤りである。

とする
「加藤繁

九五二。

繁 一九五二]。 ○池籞は、池上に藩落(水鳥捕獲の設備)を設けて、鳥

いっており、その数は未詳である。 上籞が五箇所ある」というが、百官表本文では十池監と「注」 顔師古がいう。『三輔黄図』に「上林中には、池

漢では上林十池監を廃したとある。そらく十池監のうちの一つであろう。百官志三には、後永安池監になることを求めた」とある。この池監は、お禰注 王先謙がいう。霍光伝に「女医淳于衍の夫の賞は、禰注

了 注 例は、 補注 石。 佞幸伝に見える。百官志三には 伝に見える。 禁中の器物を作ることを掌り、御府は天子の衣服を掌る 秦設置のものを継承した。武帝は宦官を用い、 霍光伝・朱雲伝・陳湯伝・京房伝・匡衡伝・游侠伝 王先謙がいう。 顔師古がいう。鈎盾は近隣の苑囿を掌り、 謁者令の例は、外戚伝に見える。 中書謁者令の例は、楊惲伝・王尊 「尚書令一人、 官秩は千 中書令の 尚方は 中書

られ、 門令は、 卿の位からは非常に遠かった。魏晋以来、 三に「尚書をあらためて中書とした」と言っているのは 宦官である。 鈎盾令の例は、京房伝に見える。 ○黄門令の例は、芸文志・孔光伝に見える。百官志三に「黄 務につけられた」という(『容斎随筆』巻一二・三省長官)。 少府に属していた。機密重要事項を扱うといっても、 尚書令は、前漢では少府の属官であった。後漢でも亦た いのは、文字を省略したのである」とある。 令となったが、それがこの職である。謁者と言っていな ら、ことさらに宦官を用いた。 巻九・中書令に「武帝は後庭で遊宴するようになってか とも言った例は、巻七七・蓋寛饒伝に見える。『唐六典』 誤りである。中書が尚書の任務を兼ねて、これを中尚書 尚書があり、明らかに中書とは別の官であって、 書謁者令とした」とある。私が考えるに、昭帝の時には 謁者令がいた。武帝は、中謁者令に「書」字を加えて中 巻一〇・成帝紀の臣瓉注には「漢初、 関するもろもろの事を上奏・下達するのを掌る」とある。 謁者令と改名した。すべての人事異動及び尚書の文書に ○鈎盾の例は、 唐になると遂に三省の長官となり、 宦官で、禁中のすべての宦官を掌る」とある。 すべての近隣の池 昭帝紀・五行志・陳咸伝・王莽伝に見える。 司馬遷が宮刑を受け中書 百官志三に「鈎盾令は 苑囿 中人(宦官)に中 游観の場所を堂 次第に重んぜ 洪邁は「中書 真の宰相の任 百官志

る」とある。

べての名器を掌る」とある。 ○尚方の例は、周亜夫伝・朱雲伝・谷永伝に見える。百

○御府の例は、谷永伝・王莽伝にみえる。御府令の例は、

官である。宮婢・侍使を掌る」とある。更の例は、陳咸伝に見える。百官志三に「永巷令は、官戚伝に見える。掖庭丞の例は、外戚伝に見える。掖庭官掖庭令の例は、宣帝紀・霍光伝・張安世伝・丙吉伝・外旅産の例は、呂后伝に見える。後に掖庭と改称した。

ての布帛類を掌る」とある。見える。百官志三に「内者令は、宮中の幃帳幔幕・すべ王莽伝上に見える。内謁者令の例は、宣帝紀・丙吉伝に不対金の例は、劉屈氂伝・外戚伝の孝宣許皇后の条・

例は、外戚伝に見える。見える。宦者令の例は、東平王宇伝に見える。宦者丞の見える。宦者帝の例は、東平王宇伝に見える。宦者丞のに

右丞が各一人いた。宦者令・丞は、後文に見える。七の六百石である。丞は各一人。ただし、内者だけは左丞・黄門より以下は、後漢では、令は、各一人、官秩は

字は、官本は八に作っており、これが正しい。

○黄門 考証 注 日磾伝)、黄門狗監(巻五七上・司馬相如伝)、黄門倡監 たらしいという。その他属官に、黄門馬監 に見え、「一芸一能ある士」はここに出仕して詔を待っ 事物を掌り、乗輿狗馬、 物がこの署にある」とあることから、黄門は種々雑多の の官署は、 にも中謁者が見え、官秩は六百石であるので「令」である。 がある [周暁陸・路東之 二〇〇〇]。 [二年律令] 秩律 務を兼ねていた」というのである。 の職掌でもあると考えている。よって「中書は尚書の任 するもろもろの事を上奏・下達するのを掌る」は、 書の職掌である「すべての人事異動及び尚書の文書に関 (巻六五·東方朔伝) 8 画工がここに抱えられていたことが巻六八・霍光伝 ○中書謁者令 王先謙は、百官志三に書かれた尚 補注及び考証も参照 加藤繁は、巻六八・霍光伝の顔師古注に「黄門 職務が天子に親近で天子に供給する。多くの がある 角抵、 「加藤繁 倡優などをも掌った。ま 秦封泥に、「中謁者 一九五二]。また、 (巻六八・金 中書

り、「少府に於ける唯一の金銭庫であり、金銭出納を掌るは金銭の管理より刀剣玉器采繪の管理にまで及んでお二○○○]。「二年律令」秩律にも御府が見え、官秩は二の一の一条封泥に、「御府」がある [周暁陸・路東之

は六百石であるので「令」である。○永巷 秦封泥に、「永巷」がある [周暁陸・路東之ものであつたやうである」とする [加藤繁 一九五二]。

六百石であるので「令」である。二○○○]。「二年律令」秩律にも内者が見え、官秩は二○○○ 秦封泥に、「内者」がある [周暁陸・路東之

一九九三]。

『三輔黄図』巻三に「内謁者署は、未央宮にあり、少『三輔黄図』巻三に「内謁者署は、未央宮にあり、少の『三年書の』の封泥と印がある「孫慰祖は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は六百石であるので「令」である。また、前漢早期は八百石であるので「令」である。また、前漢早期は、大中宮にあり、少の世別のは、「京村」といいます。

の内側で給事する者である。(8)[注] **顔師古**がいう。中黄門は宦官で、禁中にいて黄門

四九・袁盎伝には、郎署長がある。巻五〇・馮唐伝には「郎著る」とある。これが「もろもろの僕射」である。巻また「中黄門冗従僕射一人、宦官である。中黄門冗従をまた「中黄門冗従僕射一人、宦官である。中黄門冗従をまた「中黄門冗従僕射一人、宦官である。中黄門冗従をまた「中黄門冗従僕射一人、宦官である。また、「謁左僕射がある。虎賁郎の習射を掌る」とある。また、「謁

と考えられる。

と考えられる。
と考えられる。
と考えられる。
と考えられる。
とさる、
のである。
とは供の義である」とする。すなわまに給事した」とあり、顔師古注は「尚書中に於いて給事するのである。給とは供の義である」とすることで尚ました。
と考えられる。

禁中については [米田健志 二○○五]参照。 における皇帝の私的空間)に出入するための門である。 を言がこれを掌る。ゆえに(その官を)黄門という」と をられていたのであろう。つまり黄門とは、禁中(宮中 をられていたのであろう。つまり黄門とは、禁中(宮中 をられていたのであろう。つまり黄門とは、禁中(宮中 をられていたのであろう。で言を)黄門という」と を言がこれを掌る。ゆえに(その官を)黄門という」と を言がこれを掌る。ゆえに(その官を)黄門という」と

費注に「上林苑中では、矰繳(いぐるみ、ひも付きの矢(9)補注 **王先謙**がいう。依飛の例は、宣帝紀に見える。臣

劉輔伝・韓嫣伝・匈奴伝に見える。の例は、蘇武伝・儒林伝に見える。掖廷は掖庭にも作る。宗廟に供える」とある。また、趙充国伝に見える。保宮のこと)を結び鳧・雁を射て、歳ごとに一万羽、それをのこと)を結び鳧・雁を射て、歳ごとに一万羽、それを

考証 えである。 づき、 解字』 出土している。 力の強い人物の名に由来するという点で服虔と同じ考 の故事を引き、これに因んで官名としたと述べており し渡江時に船を襲った蛟を殺した茲非(依飛と音が近い 名としたという。同注に引く如淳も『呂氏春秋』を引用 殺した人物のこととし、漢ではその力の強さに因んで官 虔の説では、周の時に渡江する船を覆そうとした越人を づけたという。これに対し、巻八・宣帝紀の注に引く服 九七九」によれば 八上の「依は便利のことである」という記述に基 염繳が 鳧雁を捕らえるのに 便利なため、 依飛と名 ○依飛 顔師古も服・如説を支持する。 依飛の名の由来について、臣瓉は 「依飛官当」「次蜚官当」の瓦当が なお、 『説文

○保宮 注(4)の||考証の居室を参照。

ばこの室に收繋した」とある。 の者を掌り、この室で治療した。 人。本注にいう。宦官である。 王先謙引用の百官志三「掖庭令」の後文に「暴室丞各一 本来、獄の名ではない。応劭の説は適切でない」とある。 るようになったので、自然と暴室獄というようになった。 作染練をつかさどる署で、 薄室という」と。また「師古がいう。 宣帝紀の注に「応劭がいう。暴室は、宮人の獄なり。今、 官署があった (曝曬、 (中略) 布をさらすこと)をとって名としたものである。 暴室の職務が多く、獄を置いて罪人を取り調べ (巻八・宣帝紀、 故にこれを暴室という。 暴室丞は、 巻九七・外戚伝)。巻八・ 皇后や貴人に罪があれ 暴室は、掖庭の織 中婦人の疾病 暴曬

- 丞、これを合わせて二一ということである。 一令がおり、さらに宦者に七丞、昆台に五丞、依飛に九の三令・二十一丞を廃した」とある。つまり、三署に各(1))補注 王先謙がいう。百官志三には「宦者・昆台・依飛
- (12)補注 **王先謙**がいう。巻一〇・成帝紀に「中書宦官を罷(13)補注 **王先謙**がいう。巻一〇・成帝紀に「中書宦官を罷
- 御史の事を掌り、二千石曹尚書は、刺史・二千石の事を『漢旧儀』に「尚書四人が四曹となる。常侍曹尚書は、丞相・(3)|補注 王先謙がいう。巻一〇・成帝紀の顔師古注に引く

前文(郎中令の項)の僕射の下に見える。断獄の事を掌る」とある。考えるに、尚書僕射は、別には、外国の事を掌る。成帝は五人を設置し、三公曹がおり、戸曹尚書は、庶人の上書の事を掌り、主客曹尚書

四百石。 
四百石。 
四百石。 
とを掌る」とある。後漢では、左・右丞各一人、官秩はとを掌る」とある。後漢では、左・右丞各一人、官秩は、に見える。百官志三に「文書・出頭日時を総括するこ(4)種注 
王先謙がいう。中謁者丞の例は、巻一〇・成帝

(16)[補注] 王先謙がいう。このことは、巻一一・哀帝紀に見

伝に見える。 (17)禰注 王先謙がいう。共工の例は、劉輔伝に見える。ま

名した(巻九九中・王莽伝中)。少府が共工と改名されたる垂を共工にしたことにちなんで「少府」を「共工」と改善。 王莽期の始建国元年(九)に、『尚書』舜典に見え

ことについては、[百官表訳注 二〇一一] の注17の|考証

参照。

一六、中尉

#### 原文

自太常至執金吾、秩皆中二千石、丞皆千石(8)。兵卒皆屬焉(7)。初寺互屬少府、中屬主爵、後屬中尉。兩尉(6)。又式道左右中候・候丞及左右京輔都尉・尉丞・寺互・武庫・都船四令・丞(5)。都船・武庫有三丞、中壘・中尉、秦官(1)。掌徼循京師(2)。有兩丞・候・司馬・中尉、秦官(1)。掌徼循京師(2)。有兩丞・候・司馬・

#### 訓読

千石(8)。 太常より執金吾に至るまで、秩は皆な中二千石、丞は皆な

## 現代語訳

一〇四)、執金吾と改名した(4)。(2)。二丞・候・司馬・千人がある(3)。武帝太初元年(前中尉は、秦官である(1)。都を巡察することを掌る

はいずれも千石である(8)。 太常から執金吾まで、官秩はいずれも中二千石で、その永

#### 注釈

- (1)|補注| 王先謙がいう。『華陽国志』巻三・蜀志に秦の中(1)|補注| 王先謙がいう。『華陽国志』巻四三・趙世家に「趙
- り締まる」ようなものである。 (2)[注] **如淳**がいう。いわゆる「遊徼が巡察して盗賊を取

は、工釣の反。 顔には、巡察することである。徼の音

|補注| 王先謙がいう。百官志四に「宮外にて非常事態や

及び兵器を掌る」とある。 火災、水害に備えることを掌り、月に三回宮外を巡視し、

考証 掌は、三輔都尉が設置された武帝以後のものである 設置された」[山田勝芳 軍という)のに対し、中尉(執金吾)は、長安城及び京 内史に移管され、その後の三輔分立に伴って京輔都尉が の元鼎四年(前一一三)に左・右輔都尉が中尉から左右 兆尹・左馮翊・右扶風) ものである。漢初においては、中尉は長安城及び三輔(京 師の警備を担当した(これを北軍という)ことをいった 士を率いて宮城の城門及び宮城内を警備した(これを南 をなし、姦猾を討伐する」」とある。これは、 尉は宮中を巡行し、金吾は外を見まわり、たがいに表裏 百官志四・執金吾の条の劉昭注に「胡広がいう。「衛 の地区を警備した。のち「武帝 一九八四]。百官表の中尉の職 衛尉が衛

して盗賊を取り締まる」とあるのを引用している。游徼は県の属官で、百官表・県令の項に「游徼は巡察

はいずれも官名である。の条に「司馬・候・千人は、各二人」という。この千人である。属国都尉の条には「丞・候・千人」、西域都護(3)[注] 顔師古がいう。候・司馬・千人は、いずれも官名

布伝に見える。百官志四によれば、後漢では一丞である。執金吾の候の例は、平帝紀に見える。中司馬の例は、季禰注 王先謙がいう。中尉丞の例は、百官表下に見える。

(4)[注] 応劭がいう。吾とは、禦(ふせぐ)のことである。

**顔師古**がいう。金吾とは、鳥の名であり、不祥を避け の、この鳥を象った儀仗を手にしていたのであり、これ り、この鳥を象った儀仗を手にしていたのであり、これ が、この鳥を象った儀仗を手にしていたのであり、不祥を避け

周寿昌がいう。巻一六・高恵高后文功臣表に「曲成侯とは、棒のことである。銅で作り、黄金を両端に塗る。御史大夫・司隷校尉もまたこれを執ることができる。御迎大夫・司隷校尉もまたこれを執ることができる。御迎大夫・司隷校尉もまたこれを執ることができる。御迎と大夫・司隷校尉もまたこれを執ることができる。御郎とは、ため、吾をもって名づけたのである。執金吾とはこの棒を執ることである。応劭説は、『古今注』のとはこの棒を執ることである。応劭説は、『古今注』の記述を参考にすることである。応劭説は、『古今注』の記述を参考にすることである。応劭説は、『古今注』を上・輿服に「金禰注』 兪樾がいう。晋・崔豹 『古今注』巻上・輿服に「金禰注』 兪樾がいう。巻一六・高恵高后文功臣表に「曲成侯」

書注校補』巻一一)。
書注校補』巻一一)。
否と為った」とある。このことから、漢初にもとこの官
芸し、高祖に従って碭で挙兵し、覇上に至り、執金

とある。百官志四には、後漢はこれに因るとある。 王先謙がいう。巻九九・王莽伝中に、奮武と改名した

武帝) 考証 光烈陰皇后伝)。 りたい」と言ったのは有名である 華麗で人目を引いたようである。若き日の劉秀(後の光 となった後、二隊将という官を経て官秩比二千石の都尉 后文功臣表の記載が正しいとしても、虫達が「執金吾 とすること、『漢書』に周昌、 執珪と為った」とあるように、「執金吾」ではなく「執珪 高祖功臣侯表では、 が、[安作璋・熊鉄基 は曲成侯虫達を根拠に漢初に執金吾の官があったとする へと昇進していることから、その地位は低いとしている。 っていることから、周説を退ける。さらに、仮に高恵高 なお、都城を警備する執金吾は、 が長安で執金吾を見て「仕官したなら執金吾とな 補注に引く俞樾の説の出典は不明である。 虫達は蜂起ののち、「覇上に至り 一九八四』は、『史記』巻一八・ 曹参がそれぞれ中尉とな とりわけその車騎が (『後漢書』巻一〇 周寿昌

都船獄令は、治水の官である。(5)[注] 如淳がいう。『漢儀注』に「寺互有り」とある。

軍はそのうち三千七百五十人を奇兵とする。この七十五は全部で二百五十隊である。余奇を握奇とするので、一馬穣苴の説に「五人を伍とし、十の伍を隊とする。一軍禰注 沈欽韓がいう。『通典』巻一四八・兵典に引く司

語の由来である(以上、『漢書疏証』巻五上)。たりの土地は三百里となる」とある。これが中塁というすれば四里となる。中塁四面をこれに配置する。一面あ隊が中塁である。守っている土地は六千尺である。積算

考証 ことにある。ただし、 は不明としている を引用した理由は、中塁が古くから存在したことを示す 説は、節略があるのか意味が通じない。沈欽韓が を「四十里」とする。『通典』に引用された司馬穣苴 文字の異同があり、「七十五」を「七十二」に、 れ一人おり、中塁・寺互・都船の令・丞を廃したとある。 武庫令は兵器を主管する。後漢には武庫令・丞がそれぞ 船の例は、 また雒陽にも武庫令があることは、魏相伝に見える。 中塁校尉が関連するかは不明である。[安作璋・熊鉄 王先謙がいう。武庫の例は、母将隆伝・董賢伝に見える。 執金吾の属官である中塁令が何を管掌していたのか 九八四] 補注で沈欽韓が引用する『通典』は現『通典』と 薛宣伝・王嘉伝に見える。百官志四によれば は、 中塁校尉は北軍の塁門を管轄してお 司馬穣苴が述べる中塁と中尉属官 『通典』 「四里」

している。なお、注に如淳が『漢儀注』を引用してい馬」の意味であることから、官府の門の警備を掌るとは元々「枑」に作り、「枑」は人馬の通行を遮る「行寺互について、[安作璋・熊鉄基 一九八四]は、「互」

一九九○〕。
一九九○〕。

本部獄令は、治水の官である」までを佚文とする。
を注』の引用とし、以下は如淳の説と解した[周天游の校勘に従い、「寺互有り」までを『漢のでは周天游の校勘に従い、「寺互有り」までを佚文とする。

所 二〇〇五]。 武庫の遺跡が発掘されている [中国社会科学院考古研究武庫令について、その所管であった長安城の大規模な

かる。 決まりましょう」と呉王に説いていることから、 きますよう。 を進め、 どうか大王におかれては、行く先々の町を攻略せずに軍 漢には戦車や騎馬兵が多く、それらは平地に有利です。 列伝に、呉王が反乱を起こした際に、呉の少将桓将軍が 精兵の集結する軍事上の要衝とみなされていたことがわ したのだ」という」とある。この史料から雒陽の武庫が であるため、丞相車千秋の弟を関都尉に、子を武庫令に 将軍霍光が魏相を責めて「幼主が即位したばかりであ 「呉には歩兵が多く、歩兵は険しい土地に有利です。一方、 王先謙のいう雒陽の武庫令は、巻七四・魏相伝に「大 山河の険要によりながら諸侯に号令をかけていただ 函谷関は都の守りの要、武庫は精兵の集まるところ 雒陽の武庫については『史記』巻一○六・呉王濞 急いで西の雒陽武庫により、 そうすれば関中に入らずとも天下の趨勢は 敖倉の食料を確保 維陽の

> お『封泥考略』には「雒陽武庫」が見える。 武庫が関東で重要な軍事拠点であったことがわかる。な

可能性があるが、雒陽武庫など一部は中尉に属していた 庫永始四年兵車器集簿」が発見されていることから、 袓 可能性がある[陳直 海郡にも武庫のあったことがわかる[連雲港市博物館 設置されていたことがわかる。また尹湾漢墓から「武 中期にかけてのものと思われる「斉武庫丞」封泥 大学歴史学系考古専業 二〇〇三] ほか、前漢早期 印」と刻まれた銅印が出土している[徐州博物館・ 性がある江蘇省徐州北洞山漢墓から、未使用の「楚武庫 九九七]。こうした郡国の武庫令は郡国に属してい 他の郡国の武庫については、楚の安王劉道の墓の 九九三〕が見つかっており、諸侯王国に武庫 一九七九]。 「孫慰 南京 から 可

塁尉もまた廃したとある。 (6)禰注 **王先謙**がいう。百官志四によれば、後漢では、中

持って宮門に到着すれば、門はそこではじめて開く。 車駕が出御・還御の際に、式道候が麾(さしずばた)を(7)[注] 応劭がいう。式道は左・右・中の計三候である。

門はそこではじめて開く。後漢では一人だけで、また常 るのを任務とし、還御すれば麾を持って宮門に至り、宮 補注 務させ、 置の官ではなかった。出御するたびに、郎に式道候を兼 していない。また左輔都尉・右輔都尉・京輔都尉を廃し いた。官秩は六百石。車駕が出御すれば、前で道を清め 百官志四に「もと式道には、 顔師古がいう。式とは、表(しるしばた)のことである。 王先謙がいう。式道候の例は、東方朔伝に見える。 事がすめば任務を解く。 左候・右候・中候の三人が 執金吾にはもはや所属

考証 尉及左右京輔都尉」なので、 するが、百官志の原文は「又省中壘、寺互、 輔都尉・京輔都尉」と読んだ [山田勝芳 一九八四]。 もあるが、他の史料にみられないので、「左輔都尉・右 右京輔都尉」と解する説[安作璋・熊鉄基 王先謙は、 百官表本文の「左右京輔都尉」を「左京輔都尉 百官志四の引用を「又省京輔左右都尉」と 原文通りに訳した。 一九八四] 都船令·丞

8)考証 の官で、 太常から執金吾 いわゆる九卿である。 (中尉) までが、官秩は中二千石

# [参考文献

王学理 安作璋・熊鉄基 一九八一 九八四 陝西省考古研究所 『秦漢官制史稿』、 「漢南陵従葬坑的初歩 斉魯書社

> 整理— -兼談大熊猫頭骨及犀牛骨骼出土的有関問題—」『文

物 一一期

大庭脩 究、 一九八二 第一篇 第二章 創文社 「漢王朝の支配機構」『秦漢法制史の研

加藤繁 区別並びに帝室財政一斑」『支那経済史考証』 一九五二 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との 上巻、 東

洋文庫

周暁陸・路東之 二〇〇〇 『両漢官印匯考』、大業公司・上海書画出 『秦封泥集』、三秦出版社

版社連合出版

孫慰祖

一九九三

た」とある。

周天游 一九九〇 周天游点校、 孫星衍等輯 『漢官六種』、

中華書局

徐州博物館・南京大学歴史学系考古専業 110011 『徐州

北洞山西漢楚王墓』、文物出版社

中国社会科学院考古研究所 科学出版社 一九九六 『漢長安城未央宮』、

中国社会科学院考古研究所 二〇〇五 『漢長安城武庫』、 文

物出版社

陳直 一九七九 『漢書新証』 (第五次校補版)、 天津人民出

版社、 第二版

鄭洪春 一九九〇 「陝西新安機磚廠漢初積炭墓発掘報告.

『考古与文物』 兀

浜口重国 一九七一 「両漢の中央諸軍に就いて」『秦漢隋唐

# 史の研究』上巻、東京大学出版会

阪産業大学論集』(人文·社会科学編)、十二号百官表訳注 二〇一一 「『漢書』百官公卿表訳注稿(一)」『大

版会 理の一斑―」『中国古代刑制史の研究』、京都大学学術出宮宅潔 二〇一一 「『司空』小考―秦漢時代における刑徒管

学東洋史論集』第一集 山田勝芳 一九八四 「前漢武帝代の財政機構改革」『東北大

の日常政務との関連から」『東洋史研究』第六四巻第二米田健志 二〇〇五 「前漢後期における中朝と尚書―皇帝山田勝芳 一九九三 『秦漢財政収入の研究』、汲古書院

漢墓簡牘』、中華書局中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所 『尹湾連雲港市博物館 一九九七 連雲港市博物館・東海県博物館・